

訴

状

(3)

令和4年10月3日

札幌地方裁判所 御中

札幌市中央区大通西15丁目ラスコム15ビル3階

原洋司法律事務所 (送達場所)

電話 011-615-7110

FAX 011-643-3522

(主任) 原告訴訟代理人弁護士 原 洋 司

同 弁護士 芦 田 和 真

当 事 者

別紙当事者目録記載のとおり

建物解体撤去等差止請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

予納郵券 3270円×1組

請求の趣旨

- 1 被告は、別紙物件目録記載の建物を解体撤去してはならない。
- 2 被告は、別紙物件目録記載の建物の解体撤去の工事に関する請負代金を支出してはならない。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者について

1 原告ら

原告らは、北海道の住民である。

2 被告

被告は、地方公共団体であり、知事の鈴木直道は被告の執行機関である。

なお、被告は、名称を「北海道百年記念塔」という未登記の別紙物件目録記載の建物（以下「本件記念塔」という）の所有者であり、本件記念塔の維持管理に関する権限と後記第3記載の善管注意義務を負う者である。

第2 本件記念塔について

1 建設の趣旨と経緯

- (1) 本件記念塔は、昭和42年6月6日、当時の北海道知事である町村金五を会長として北海道百年記念塔建設期成会が設立され、「北海道百年記念塔建設期成会設立趣意書」（甲1の10頁）によれば、「開拓の功労者として讃えられている方々はもとより、それぞれの職分において北海道開発のゆるぎない基礎をつちかってくれた多くの方々に対し、感謝と慰霊の誠をささげながくその偉業をたたえ」、「また、開発の偉業をつぎ、豊かな発展の可能性を開発し伸長させてゆくものは、われわれとこれを受けつぐ道民であり」、「この機会に、次の百年に向かってたくましく郷土を建設するわれわれ道民の決意を表明し」、「われわれの感謝と決意の象徴であり道民の総意をこめた北海道百年の記念塔を建設し、ながく記念といたしたい」という趣旨及び目的のもとに計画された。

なお、建設費用については、募金が実施され（甲1の3乃至9頁）、篤志個人、産業経済団体及び市町村などから2億6331万6257円が寄付され、併せて北海道から2億5000万円の補助金を得た（甲2の2頁）。

- (2) 本件記念塔の設計については一級建築士による公開設計競技により募集され、最優秀作品を記念塔の設計に採用するとされ、以下の条件のもとに公募が実施され、札幌市在住の1級建築士井口健の設計案が公募299点の中から採用された（甲1の13乃至15頁・甲2の5頁）。

- ① 位置 札幌市厚別町下野幌高台の北海道百年記念公園内
- ② 構想 北海道百年を記念して建設されるもので、開発に尽くした人々の苦勞に感謝する敬虔な心と、未来に向かって輝かしい郷土を建設しようとする逞しい道民の意欲を造型的に表現するものでありたい。

ア 高 さ 100メートル

イ 仕 上 外部仕上は、耐久性のあるもの、とくに凍害に耐えること
等、内部仕上は自由

ウ 付帯設備 夜間照明効果送致、昇降機1基（積載量500kg、搭保守
管理を考慮して搭頂付近まで運行できるもの）等

エ 工事費概算 4億5000万円

- (3) 本件記念塔は、昭和43年（1968年）11月に着工し、昭和45年（1970年）7月10日、完成後に北海道百年記念搭建設期成会から北海道に寄付され、北海道がこれを受納した（甲3）。

同年9月2日には、野幌森林公園内記念塔前広場にて記念塔竣工式典が行われ、町村知事は、約1500名の参列者の前で、「ただ今寄贈下さいました北海道百年記念搭壱基慎んで受納いたします。この記念塔建立の趣意を体して最善の管理と運営に万全を期してまいる所存でありますこととお誓い申し上げお礼のことばといたします。」と述べ、本件記念塔建立の趣意が顕彰されるべく最善の管理と運営に万全を期すと誓約した（甲2の3頁）。

2 本件記念塔の存在と意義

- (1) 以上のとおり、本件記念塔は、北海道百年記念搭建設期成会設立の当初から北海道の受納に至るまで、北海道開拓百年を記念し、開拓の功労者及び北海道開発の基礎をつちかってくれた多くの人々に対する感謝と慰霊の念及び次の百年に向かって郷土を建設する道民の決意を表明するために、北海道百年記念搭建設期成会により建設されて被告に寄付され、本件記念塔建立の趣意が顕彰されるべく被告による最善の管理と運営に万全を期すことを誓約して被告が受納したものである。

(2) 本件記念塔建設の上記趣旨は、個人や学校学年学級単位の見学等を通じて、道民に広く共有されてきた。本件記念塔の高さが約100メートルあり、近隣に高層の建築がないことから、はるか遠方からも望見され、この地域のランドマーク的な存在ともなっており、近隣のおよそ27の小中学校の校歌にも歌われてきた。

(3) 以上のとおり、本件記念塔は、北海道の歴史的文化的財産を形成するものの一つとなっており、その存在には重要な歴史的文化的な意義がある。

3 被告による本件記念塔の解体撤去の決定等

ところが、被告は、平成23年（2011年）に10年単位の保存計画を策定したにもかかわらず、平成25年（2013年）には解体方針を内部決定し、その後は保存計画に規定されていた防錆処置を怠り、平成26年（2014年）には立入禁止とし、平成30年（2018年）12月、今後の老朽化の進展を完全に防ぐことは困難とし、本件記念塔の老朽化や今後の管理維持費の負担軽減等を理由として解体撤去を決定し、令和4年（2022年）2月、解体撤去費の一部を北海道の予算に計上し、北海道議会はこれを可決した。なお、本件記念塔の解体撤去工事は、令和4年（2022年）10月にも開始予定である。

第3 被告の善管注意義務の根拠

1 地方財政法上の被告の義務

(1) 地方財政法（以下「地財法」という）第1条は、「この法律は、地方公共団

体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発展に資することを目的とする。」として、地方財政法の目的を明らかにしたうえで、同法第8条において、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」としている。

(2) つまり、地方公共団体である北海道は、地方財政の健全性を確保して地方自治の発展に資するために（地財法1条）、北海道の財産である本件記念塔を常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない義務を負っている（地財法8条）。

(3) 以上から、地方公共団体である北海道には、地財法1条及び同法8条に基づき、本件記念塔を恒常的に良好な状態で維持管理をしなければならない善管注意義務を負っているのであるから、北海道は、本件記念塔について老朽化や管理維持費が問題になった場合においては、地財法1条及び同法8条の趣旨に基づき、北海道がこれまでに本件記念塔の維持管理に関する善管注意義務を適切に果たしたか否か、維持管理費用等の財政上の問題の検討は適正な資料や観点に基づいてなされたか、将来の維持管理等の方針の策定にあたり、本件記念塔を所有するに至った理由と経緯等の意義が十分に考慮されたか、民主的な適正手続に則って決定されたかなどの点について十分に検討しなければならない義務がある。

2 北海道文化振興条例上の被告の義務

(1) 北海道は、北海道文化振興条例（平成6年北海道条例第31号、平成6年3月31日公布、以下「本件条例」という）を制定している（甲4）。

本件条例は、前文において、「今日、文化への志向の高まりは、人々の多様な文化活動の展開となって現われ、文化の概念は、生活の全般にかかわるものとして幅広くとらえられている。私たちは、文化が生活に潤いと豊かさをもたらし、これからの地域社会の発展にかけがえのないものであることを深く認識し、一人一人がひとしく豊かな文化的環境の中で暮らす権利を有するとともに、自らが地域文化の創造と発展のため主体的に行動する責務を有していることを確認する。北海道の鮮やかな四季と雄大な自然の下で、私たちは、先人たちの遺した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢をすべての人が享受することのできる生活文化圏をここ北海道の地に築いていくことを決意し、この条例を制定する。」として、以下の条文を規定している。

第1条 この条例は、文化の振興に関する道の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する道の施策の基本となる事項を定めるものとする。

第3条 道は、文化振興施策の推進に当たっては、文化の担い手が道民であることを認識し、道民の文化活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮しなければならない。

第5条 道は、第4章に定めるもののほか、文化振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第6条 道は、文化振興施策の基本となる指針（以下「文化振興指針」という。）を定めるものとする。

2 文化振興指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 道民の文化活動の促進に関すること。
- ② 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充に関すること。
- ③ 文化活動を担う人材の育成に関すること。
- ④ 文化交流の促進に関すること。

- ⑤ 文化環境の整備及び充実に関すること。
 - ⑥ 歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること。
 - ⑦ 文化性に配慮したまちづくりの推進に関すること。
 - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要事項
- 3 文化振興指針は、北海道文化審議会の意見を聴いて定めなければならない。
- 4 文化振興指針は、その要旨を公表しなければならない。

第17条 北海道における文化の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道文化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（以上、下線部は原告代理人）

(2) つまり、本件条例によれば、北海道は、生活の全般にかかわるものとして幅広くとらえられる文化の観念のもとに、道民一人一人がひとしく豊かな文化的環境の中で暮らす権利を有するとともに自らが地域文化の創造と発展のため主体的に行動する責務を有し、先人たちの遺した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢をすべての人が享受することのできる生活文化圏をここ北海道の地に築いていくことを目的として（前文）、被告には、文化の振興に関する責務があり（1条）、文化の担い手が道民にあることを認識し、道民の文化活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮する義務があり（2条）、文化振興施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める義務があり（5条）、北海道文化審議会の意見を聴いて、歴史的文化遺産の保存及び活用に関することを含む文化振興指針を定めその要旨を公表しなければならない義務がある（6条）。

(3) したがって、本件記念塔は道民が自発的に建設して被告に寄贈した生活の全般にかかわるものとしての幅広くとらえられる北海道の文化を形成しているも

のの一つであることは明らかであるから、本件条例により、道民には、本件記念塔を含む文化的環境の中に暮らす権利ないしは法律上の利益があり、北海道には、北海道開拓の先人たちの残した開拓の文化を大切に守り育てるために建設し寄贈された歴史的文化遺産である本件記念塔の維持管理のみならずこれを積極的に活用することができるような財政上の措置を講ずるよう努める義務がある。

- (4) なお、北海道の本件条例の制定により、被告においては、地財法8条に規定された地方公共団体の財産のうちの本件記念塔を含む被告の文化的財産について、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならぬ義務がより強固に具体的に課されるに至ったというべきであるし、道民には、本件記念塔を含む文化的環境の中に暮らす権利ないしは法律上の利益があることが具体化強化されて明確に認められるに至ったと言うべきである。

第4 本件記念塔の解体撤去の違法性

1 本件記念塔の保守管理計画

- (1) 本件記念塔は、昭和45年(1970年)7月に北海道百年記念塔建設期成会から被告に寄付された後、保守管理計画策定調査報告書(以下「調査報告書」という)が昭和55年(1980年)、平成2年(1990年)、平成13年(2001年)及び平成23年(2011年)とほぼ10年毎に策定されてきた。

これ以外に、塔の周辺で錆片の剥離・落下が確認されたことから、平成9年(1997年)に塔の現況調査が行われ、平成25年(2013年)及び平成

29年（2017年）には本件記念塔の解体撤去を前提とした現況調査が行われた。

なお、平成13年までは日本建築学会北海道支部が調査報告書を作成したが、平成23年以後の3回の調査報告については塔の解体撤去の設計を担当する株式会社ドーコン（以下「ドーコン」という）が調査報告書を作成した。

- (2)① 調査報告書作成の目的は、平成23年度の保守管理計画策定調査報告書（以下「平成23年調査報告書」という、甲 ）に至るまで、あくまでも本件記念塔の保守管理である。平成23年調査報告書（甲5）も、「平成13年度に策定した10年毎の保守管理計画が今年度で終了するにあたり、今後10年間の第4次保守管理計画の策定を北海道より委託され」「本調査は、前回の調査報告書に基づいて策定された工法を点検し、当構造物の安全を確保するための適切な保守管理計画をあらためて策定することを目的とする。」（P1）としている。
- ② 平成23年調査報告書はまた、これまでの保守管理について言及し（P15）、本件記念塔の現況について、主体骨組みについては、水平材接合部に錆粉の堆積や塗膜の劣化が随所に見られるが今後一定サイクルの措置で対応でき（P16）、耐候性鋼板の状態についても、平成11年の大規模な改修工事が行われて、緊急性の高い部位から順次補修すべきだが、本件記念塔の周辺には錆片・錆粉が殆ど認められない状態に改善されており（P16・17）、外板取付材については、脚部の腐食は前回の補修で良好な状態にあり、角鋼材は重要な部材であるから早期の措置が必要とし、階段・エレベーター部の状態については、何れも良好な状態を維持していることを確認されたが、撤去や交換が必要なものがあり、一般客に対する美観に配慮すべきとし、外構・排水経路の所帯については、一般客に対する配慮を要する箇所があり

(P 18)、搭体内部空間については、早い時期に土間コンクリートを打ち、搭内に排水構を設け除湿改善を図ったため良好な環境状態にあるが、電機ケーブルやボックスは今まで手をかけていないために腐食が著しく総点検を実施して改善すべきとし、最上階の調査からは、外板の一部の剥離や手摺りの構成部材に腐食がみられるから落下対策として措置が必要だが、その他は特に異常は見られないとしている(P 19)。

③ その上で、同調査報告書では、今後の効果的な補修管理計画が策定され、そのための費用についても言及しており(P 22～29)、平成24年から平成33年までの10年間に必要な管理費用は8010万9000円(1年では約800万円)としている(P 30)。

(3)① ところが、同調査報告書は、「あとがき」において、それまでの調査報告の趣旨に忠実な姿勢を一変させて、「建設当時の趣旨を尊重し、次期50年を見据え、100年を目指して維持管理していくのか、又は、50年を一つの節目(区切り)とし、その存在を果たしたと考え解体するのか、今後の記念塔についての在り方について検討されることを提案します。」として、本件記念塔の保守管理計画のための調査という委託の趣旨と目的から全く逸脱して、極めて唐突に本件記念塔の解体も選択肢の一つとして提案するとしている。一私企業が被告の依頼の趣旨ではない本件記念塔の解体に言及することは誠に奇異なことであり、被告による示唆があったものとするのが自然である。

② なお、ドーコンは、平成23年調査報告書の後に、平成25年度の保守管理計画策定調査報告書(以下「平成25年調査報告書」という、甲6)も作成している。平成25年調査報告書は、被告が本件記念塔をのあり方を議論

する中での選択肢として維持する場合と撤去した場合の検討を考えていることを前提として、ドーコンに対しそれらの費用等のとりまとめを要請したものである。なお、平成25年調査報告書には、百年記念塔の概要に続いて12枚の設計図面及び第4次保守管理計画に要する費用の次に現況写真167枚が含まれているが、設計図面は順番を違えているだけで同一のものであり、現況写真は全て平成23年調査報告書と同一であるから、煩瑣を避けるために書証（甲6）から除いた。

2 平成24年以降の本件記念塔の保守管理の実施状況

(1) 平成23年調査報告書

前記のとおり、平成23年調査報告書は、平成24年から平成33年までに必要な補修管理の内容と費用について明らかにしており、費用としては10年総計で約8000万円、1年の平均で800万円となっている。（甲5のP30）

(2) 原告の情報開示請求と被告の回答

- ① 令和4年（2022年）6月1日、原告の一人である森義浩が被告に対し、
- ①平成24年（2012年）度から令和4年（2022年）度までの年度別の修繕工事の報告書などの内容・内訳を示した書類もしくはそれに類する書類及び②平成24年（2012年）度から令和4年（2022年）までの本件記念塔の定期点検の点検簿または報告書、点検状況調書もしくはそれに類する書類について開示請求をした。

② これに対し、被告は、同月15日付公文書不存在通知書により、凍害文書は存在しないと回答した。(甲7の2枚目)

ア. 不存在の理由として、修繕工事の報告書等については、保存期間満了のため廃棄とともに、平成29年(2017年)度から令和2年(2021年)度までと令和4年(2022年)度の書類については修繕工事を実施していないためにそもそも作成していない。

イ. 定期点検の報告書については、保存期間満了のため廃棄とともに、平成24年(2012年)度、平成25年(2013年)度、平成27年(2015年)度から令和4年(2022年)度まで日常の巡回警備を除き、定期点検を実施しておらず、上記文書を作成していない。

(3) 平成24年以降の保守管理の実態

① 以上のとおり、被告においては、平成23年(2011年)度に平成24年(2012年)度から令和2年(2020年)度までの10年間の保守管理計画を確定しながら、平成29年(2017年)度から令和2年(2020年)度までと令和4年(2022年)においては修繕工事を実施していないこと及び平成24年(2012年)度から令和4年(2022年)度までにおいて、平成26年(2014年)度を除き日常の巡回警備を除いて定期点検を実施していないことが明らかとなった。なお、令和3年(2021年)度から以降は、保守管理計画すら存在していない。

② つまり、本件記念塔は、遅くとも平成24年(2012年)度以降において、定期点検すら実施されずにきたという被告の本件記念塔に関する保守管理の実態すなわち保守管理の放棄と言っても過言ではない実態が明らかになった。被告は、平成24年(2012年)度から令和4年(2022年)度

まで日常の巡回警備は行っていたしているが、日常の巡回警備がなされてい
れば、その旨の報告書等が残っているはずであり、それすら存在しないとい
うことは、日常の巡回警備すら行われてこなかったと推測される。

- ③ なお、被告による以上の本件記念塔の保守管理の放棄という実態は、同議
会にも報告されていないから、同議会の本件記念塔の解体撤去費用に関する
予算の議決やそれに関連する議案の議決は、被告により重要な事実が隠され
たままなされたものである。

3 被告の本件記念塔の解体撤去及び解体撤去に関する支出の違法性

- (1) 前記のとおり、被告は、地財法8条及び北海道文化振興条例3、5及び6条
に基づき、本件記念塔を恒常的に良好な状態で維持管理をしなければならない
善管注意義務を負っている。
- (2) したがって、仮に、本件記念塔が老朽化して存続か解体かの選択をしなけれ
ばならないときは、被告自らがこれまでに本件記念塔の維持管理に関する善管
注意義務を十全かつ適切に果たしたか否かも勘案しなければならず、将来費用
の観点のみならず、とりわけ本件記念塔を所有するに至った理由と経緯等の本
件記念塔の意義を十分に考慮しなければならない。また、それに関する議会の
議決が適切になされるように議会に対し適切な情報を開示した上で民主的な適
正手続に則って決定しなければならない。
- (3) ところが、被告は、平成23年(2011年)に平成24年から平成33
年までの10年間の補保守管理計画を策定しながら、何かやっかい者でも追い
払うかのように、本件記念塔の建立の趣旨を軽視し、平成24年(2012

年) から本件記念塔の保守管理を懈怠し、既成事実を作ろうとしたためか本件記念塔が老朽化するに任せ、本件記念塔の解体撤去を決定し、実施してもいない平成24年以降の保守管理計画が実施されたかのように誤認される誤った資料を議会に提出して、議会の承認を得た。

- (4) 以上から、被告において地財法8条及び北海道文化振興条例3、5及び6条に基づく善管注意義務注意義務に違反したことは明らかである。仮に、被告が上記各義務に違反していないとしても、地方公共団体の裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用する行為であるから、いずれにしても被告による本件記念塔の解体撤去及び解体撤去のための費用の支出は、いずれも地財法8条及び北海道文化振興条例3、5及び6条に違反する違法がある。

第5 その他の差止の要件事実の検討

1 処分性と蓋然性（行訴法37条の4第1項）

本件訴訟は、本件記念塔の解体撤去及び解体撤去費用の支出の各差止を求めるものであり、地方公共団体である被告の法律上の処分又は裁決ないしは権力的事実行為に含まれることは明らかであり、令和4年、本件記念塔の解体撤去費用の一部を含む予算が議会で議決され、株式会社伊藤組土建が解体撤去業者として選定され、同年10月から工事開始の予定となっていることからすれば、本件記念塔はまさに解体撤去されようとし、かつ、そのための費用が支出されようになっていることからして処分の蓋然性が存在することは明らかである。

2 重大な損害が生ずるおそれ等（行訴法37条の4第1項）

本件記念塔が代替記念塔の建築等の代替計画もなしに解体撤去された場合、単に本件記念塔の工事費概算4億5000万円もの巨額の文化的財産が失われるだけではない。「開拓の功労者として讃えられている方々はもとより、北海道開発のゆるぎない基礎をつちかってくれた多くの方々に対し、感謝と慰霊の誠をささげながくその偉業をたたえ」、「また、開発の偉業をつぎ、豊かな発展の可能性を開発し伸長させてゆくものは、われわれとこれを受けつぐ道民であり」、「この機会に、次の百年に向かってたくましく強度を建設するわれわれ道民の決意を表明し」、「われわれの感謝と決意の象徴であり道民の総意をこめた北海道百年の記念塔を建設し、ながく記念といたしたい」という本件記念塔の建設と北海道への寄贈の趣意が失われ否定されることになる。

よって、被告に処分等により北海道開拓に関する先人への感謝と慰霊と今後の北海道発展への道民の決意を示す象徴としての本件記念塔が永遠に失われることとなり、そのことによる道民の精神的損失は計り知れないほど大きく、本件記念塔の解体撤去によって資産的にも文化的にも精神的にも重大な損害が生ずるおそれがあることは明白である。

3 損害の回復の困難の程度等（行訴法37条の4第2項）

(1) 損害の回復の困難の程度

本件記念塔を解体撤去すれば、その建設費用及び手続等からして容易に再建築をすることは不可能であり、物理的な損失の回復が困難であるだけでなく、本件記念塔の建設と北海道への寄贈の上記の趣意が失われ否定されることとなり、北海道開拓に関する先人への感謝と慰霊と今後の北海道発展への道民の決意を示す象徴が永遠に失われることとなり、本件記念塔の解体撤去による資産的、文化的かつ精神的な損害を回復することは極めて困難である。

(2) 損害の性質及び程度及び処分又は裁決の内容及び性質

損害の性質及び程度及び処分又は裁決の内容及び性質の観点から見ても、本件記念塔が解体撤去されることによる損害は、単に5億円前後が費やして建設された北海道の財産が永遠に失われるだけでなく、本件記念塔に込められた北海道開拓百年に際しての開拓者等への感謝も道民の郷土建築への決意も、次の百年も経たぬうちに、宙に彷徨うことになり、このことによる道民の精神的退嬰は計り知れないものがある。

4 法律上の利益（行訴法37条の4第3・4項及び同法9条第2項）

(1)① 差止の訴えの要件として、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者であることが求められているが（行訴法37条の4第3項）、法律上の利益の有無の判断については行訴法9条2項が準用されている。

② 行訴法9条2項は、処分又は裁決の相手方以外の者については、法律上の利益の有無の判断において、処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮すべきとし、当該法令と目的を共通する関係法令があるときはその趣旨及び目的を参酌すべきとし、かつ、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してなされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するとしている（行訴法9条2項）

(2) 上記の観点から原告らの法律上の利益について以下のとおり検討する。

① 原告らは、被告による本件記念塔の解体撤去の処分の相手方ではないが、北海道の住民であるから、地方公共団体である北海道の財産である本件記念塔が地方財政の健全性を確保し地方自治の発展に資することを目的とする地財法8条にしたがって常に良好の状態においてこれを管理され、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用されることについて、すなわち被告の財産である本件記念塔を維持発展させ解体撤去をさせない法律上の利益を有することは明らかである。

② また、生活の全般にかかわる幅広い文化の観念のもとに、道民一人一人がひとしく豊かな文化的環境の中で暮らす権利を有することに対応して、先人たちの遺した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢をすべての人が享受することのできる生活文化圏を北海道の地に築いていく北海道の義務を明らかにすることを趣旨及び目的として文化的観点から制定された本件条例は、地方公共団体である北海道の文化的財産の維持発展に関する法令として地財法8条と共通する趣旨及び目的を有している。

本件条例によれば、被告には、文化の振興に関する責務があり（1条）、文化の担い手が道民にあることを認識し、道民の文化活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮する義務があり（2条）、文化振興施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める義務があり（5条）、北海道文化審議会の意見を聴いて、歴史的文化遺産の保存及び活用に関することを含む文化振興指針を定めその要旨を公表しなければならない義務がある（6条）のだから、北海道民である原告らにおいて、北海道の文化的財産である本件記念塔を維持発展させ解体撤去をさせないことについて法律上の利益があることは

明らかである。

③ さらに、既に北海道開拓の記念ないしは象徴としての性質を有する本件記念塔が解体撤去されれば、財産的にも手続的にもこれまでの意思決定のプロセスを見ても容易に再建され得ないことは明らかであり、財産的損失のみならず、本件記念塔を建設及び寄付した前記趣旨が完全に没却されることによって、道民に回復不能な精神的損害を与えることは明らかである。

(3) よって、被告に対し本件記念塔を解体撤去及び解体撤去の費用の支出の各差止を求めることについて、北海道の住民である原告が法律上の利益を有することは明らかである。

第6 結 論

よって、原告らは、被告に対し、地方財政法8条、北海道文化振興条例3条、同法5条、同法6条、行政事件訴訟法3条7項、同法37条の4及び同法9条2項に基づき、本件記念塔の解体撤去並びに本件記念塔の解体撤去の請負工事代金の支出の各差止を求める。

証 拠 方 法

別 紙 証 拠 説 明 書 記 載 の と お り

附 属 資 料

1 証 明 説 明 書

1 通

建物解体撤去等差止請求事件

原告 森 浩 義 外 名
被告 北 海 道

証 拠 説 明 書

令和 4 年 1 0 月 3 日

札幌 地 方 裁 判 所 御 中

原告代理人弁護士 原 洋 司

同 弁護士 芦 田 和 真

甲	標 目	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	原・写
1	設立総会資料	S42.6.6	北海道 百年記念塔 建設期成会	本件記念塔建設の 趣旨、募金、規約 及び事業計画等	写
2	昭和45年度 事業報告書	S45.4.30	北海道 百年記念塔 建設期成会	本件記念塔の完成、 寄贈及び式典の内容	写
3	受納書	S42.6.6	北海道知事 町村金五	本件記念塔が 昭和45年6月20日付で 受納されたこと	写
4	北海道文化 振興条例	H6.3.31 公布施行	北海道	条例の内容	写
5	平成23年度 調査報告書	H23.11.20	株式会社 ドーコン	平成24年～平成33年 の保守管理計画の内容	写
6	平成25年度 調査報告書	H26.1.31	株式会社 ドーコン	解体撤去計画の策定	写
7	公文書 不存在通知書	R4.6.15	北海道知事 鈴木直道	平成24年から 本件記念塔の補修管理 がなされていないこと	写

以 上